

お 願 い

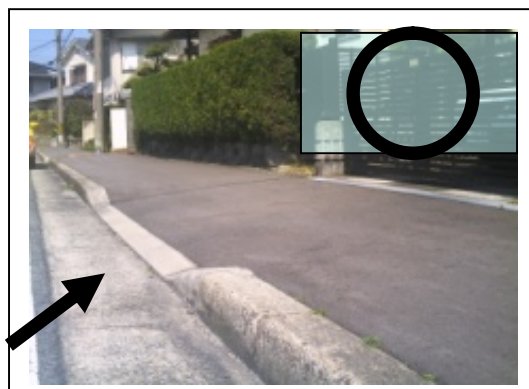
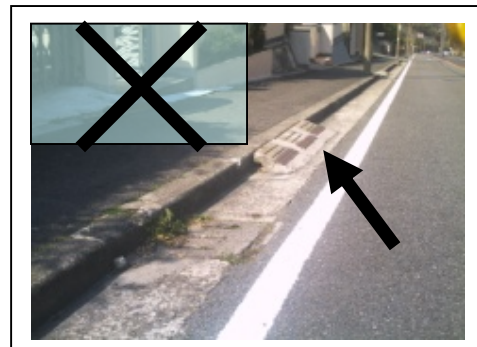
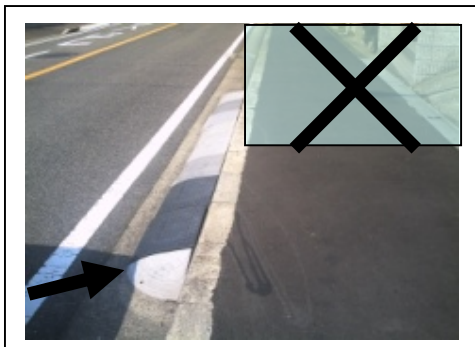
“ 乗り上げブロック等 ” は置かないで下さい。

玄関や駐車場と道路の段差を解消するために、乗り上げブロックや鉄板等を道路上に設置しているケースが見られます。

これらの行為は、道路法に違反するほか、歩行者やバイク、自転車の転倒事故の原因にもなりかねません。この場合、設置した方の責任も問われる場合があります。

また、雨の日には雨水の流れを止めてしまい、道路排水機能を損ねることにもなります。

道路との段差を解消するには、切り下げ工事（申請が必要。工事費は自己負担となります）を行うなど、適切な方法をお願いします。



問い合わせ先：河内長野市役所 道路課
電話：53 - 1111